

生活保護の適正運営と自立支援

社会・援護局保護課

生活保護の適正運営と自立支援

社会・援護局保護課

保護の動向と適正運営・自立支援

● 被保護人員数、保護率

- 平成7年度の88.2万人、7‰を底として、平成16年度の142.3万人、11.1‰まで上昇。ただし、近年景気回復の影響により、伸びは鈍化

※直近の平成18年1月

被保護人員数 149.1万人、保護率 11.7‰

● 被保護世帯の類型

- 16年度は、高齢者世帯46.7%、母子世帯8.8%、傷病・障害者世帯35.1%、その他世帯9.4%の割合

※直近の平成18年1月

高齢世帯 43.1%、母子世帯 8.8%

傷病・障害世帯 37.8%、その他世帯 10.3%

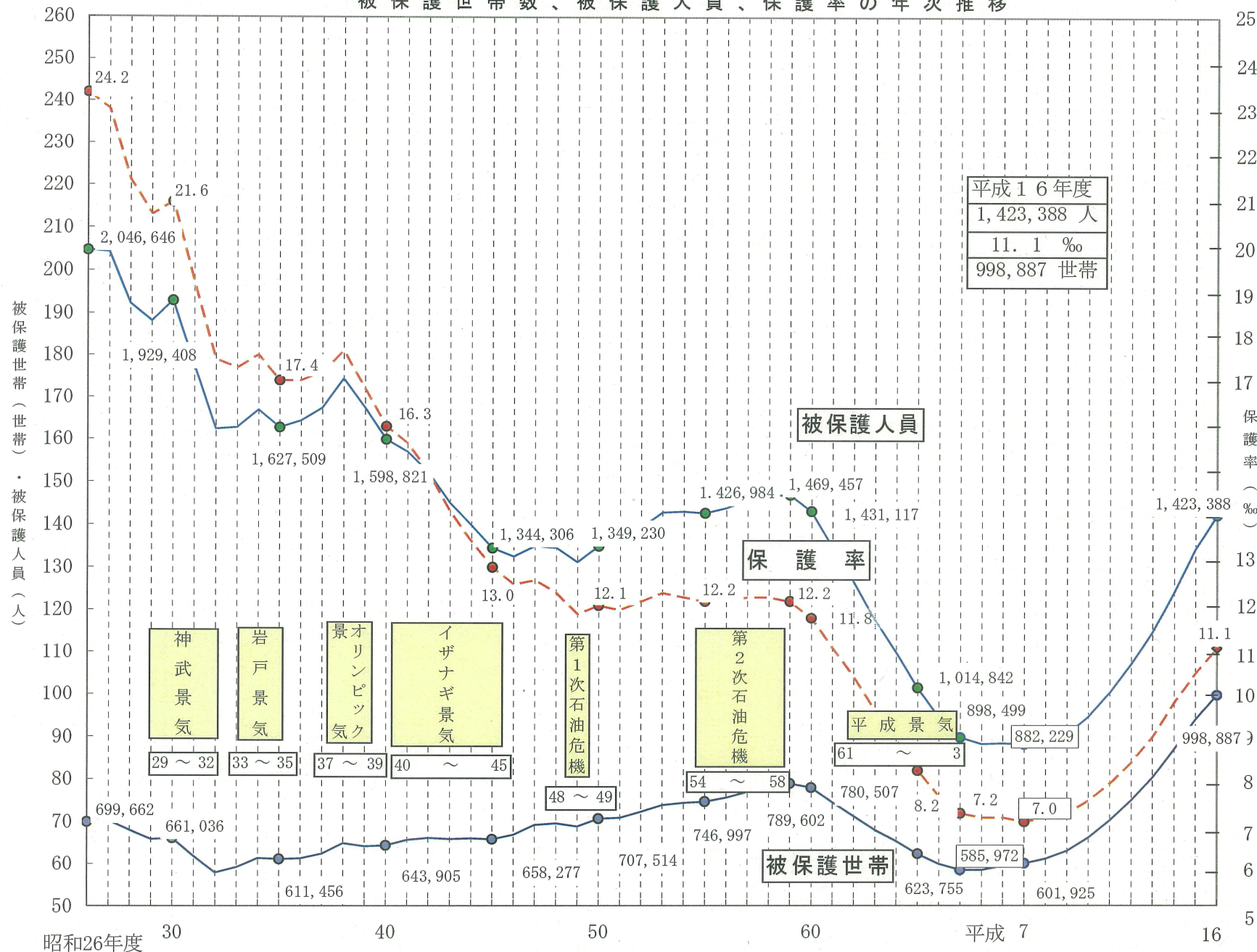
【適正運営】

- 国民生活のセーフティネットである生活保護は景気低迷下の国民生活をしっかり支える必要がある一方、常に、不適正な受給・事務事例が指摘されるようなことがあってはならない。

【被保護世帯の状況に応じた処遇】

- 被保護世帯の状況が多様である中では、個々の状況に応じた自立支援や保護費の支給等の取組みが必要

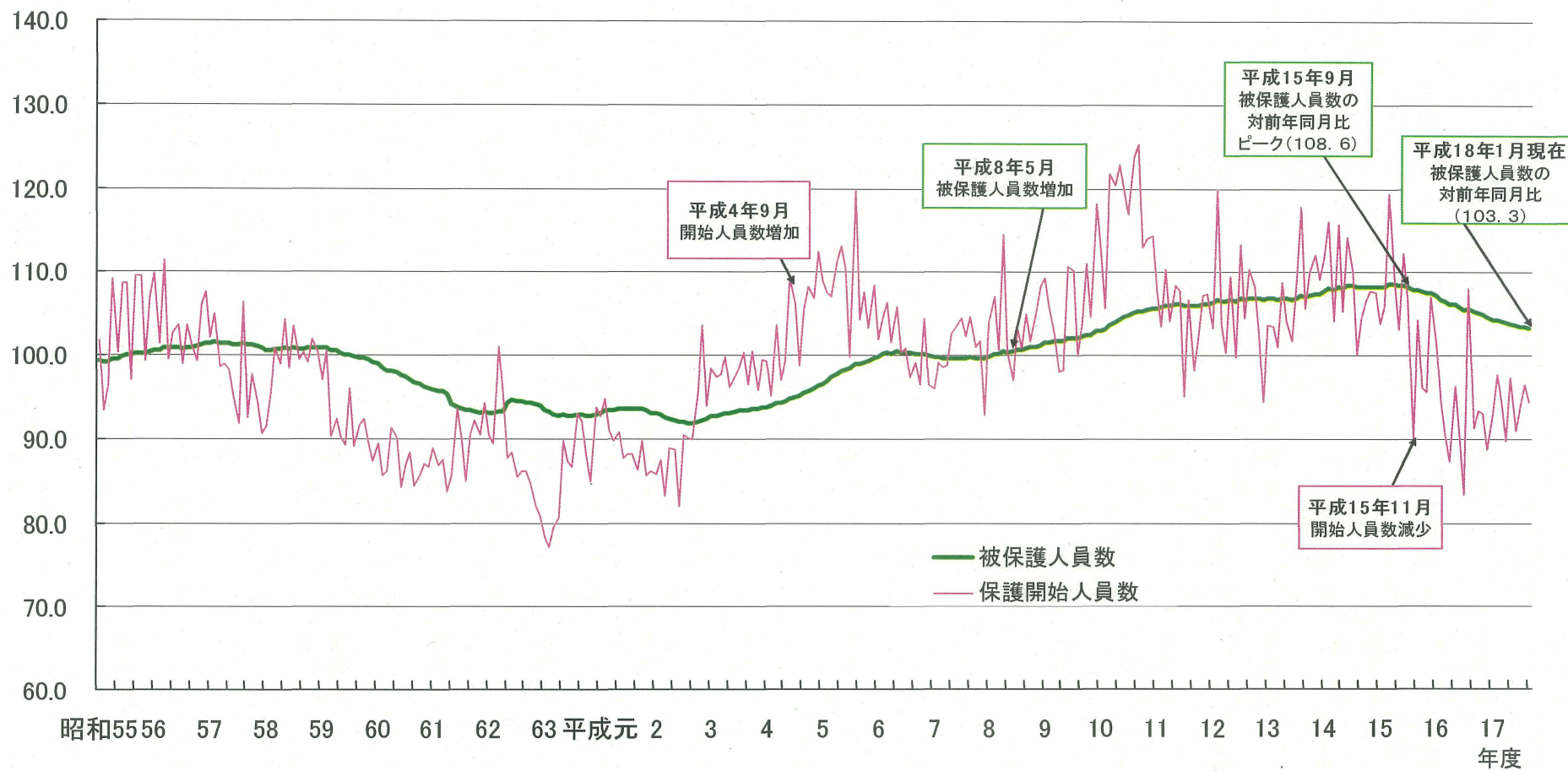
被保護世帯数、被保護人員、保護率の年次推移



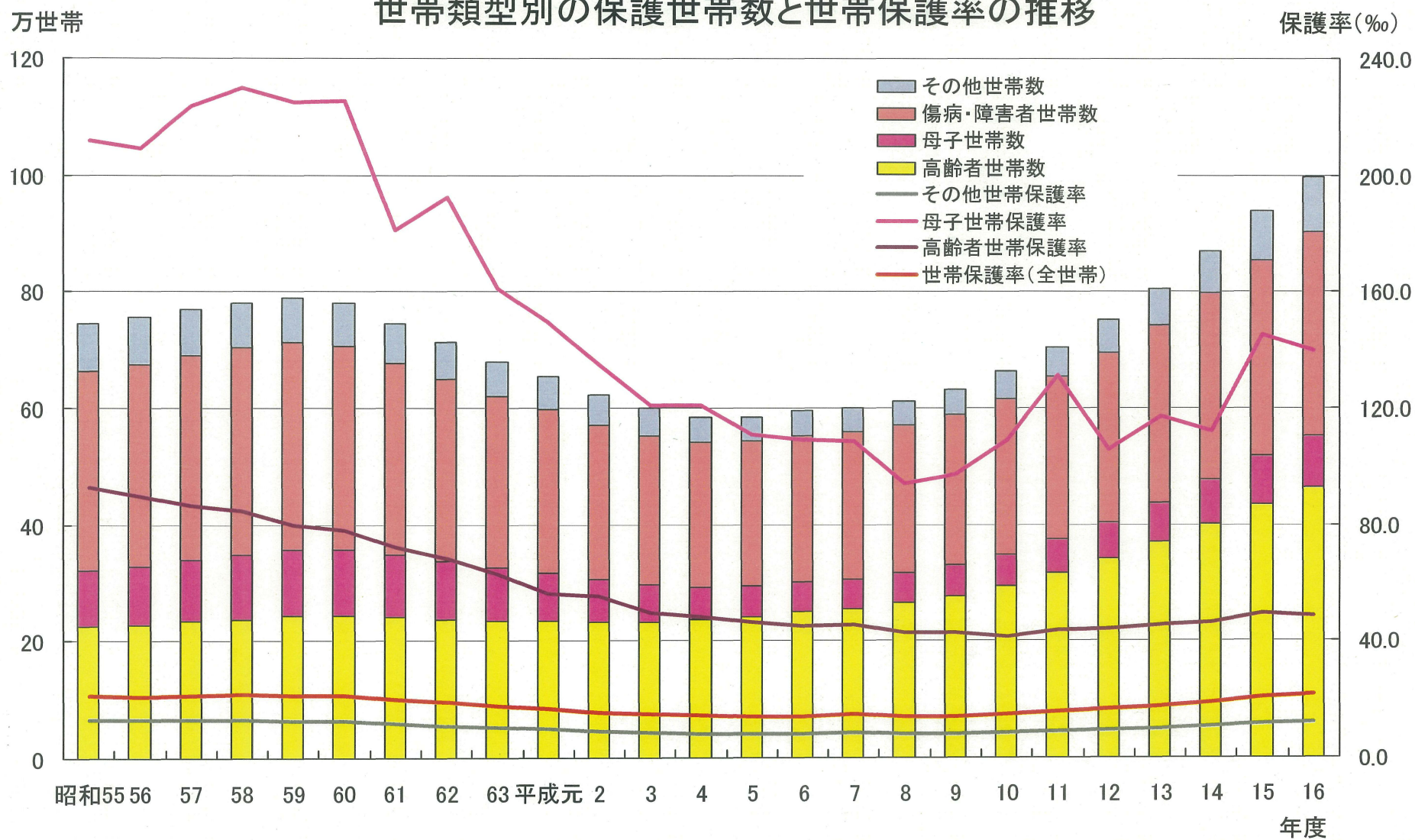
資料：福祉行政報告例

被保護人員数等の前年同月比の推移

対前年同月比(%)



世帯類型別の保護世帯数と世帯保護率の推移



保護の地域特性

- 本日の資料として、都道府県や福祉事務所ごとの保護に関するデータを、全国と比較できる形で配布

福祉事務所名	保護率 (%)	管内人口	被保護人員数	被保護世帯					
				総数 (世帯)	高齢者世帯 (%)	母子世帯 (%)	障害者世帯 (%)	傷病者世帯 (%)	その他世帯 (%)

医療扶助人員						自立支援プログラム	
入院			入院外			策定状況	ハローワーク要請
総数 (人)	精神 (%)	その他 (%)	総数 (人)	精神 (%)	その他 (%)	◎…17年度策定済み ○…18年度策定予定	

- 福祉事務所ごとに、これらのデータや独自の分析を参考に、自らの位置を見極めた上で、自立支援や保護費の支給等に取り組むことが必要

生活保護行政を適正に運営するための手引き

・背景

三位一体改革の協議過程における地方団体からの要望、年明けの地方自治体との意見交換を踏まえ、策定

・骨子

関係先調査の徹底

暴力団員への対応

年金担保貸付利用者への対応

期限を定めた指導指示や保護の停廃止

不正受給の場合の告訴

自立支援

- 生活保護法の目的
 - ①最低生活費の支給
 - ②被保護者の自立の助長

- 自立の助長とは

「人としての可能性を発見し、これを助長育成し、その人の能力にふさわしい状態において社会生活に適応させること」(小山進次郎「生活保護法の解釈と運用」)

－経済的自立、日常生活自立、社会生活自立

自立支援プログラム

- 自立支援プログラムとは

地方自治体ごとに、

- ①被保護者の状況や自立阻害要因を類型化
- ②自立支援の具体的内容と手順を定め
- ③組織的に支援
- ④庁内の関係部署や保健所、医療機関、福祉施設、ハローワーク、NPO等との外部機関とも連携



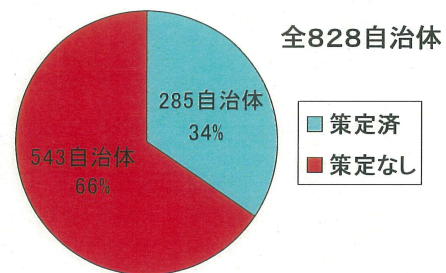
生活保護行政が、地方自治の総合力を発揮しつつ、能動的・創造的なものとなり、かつ、福祉事務所が活性化するための梃子

自立支援プログラムの策定状況①

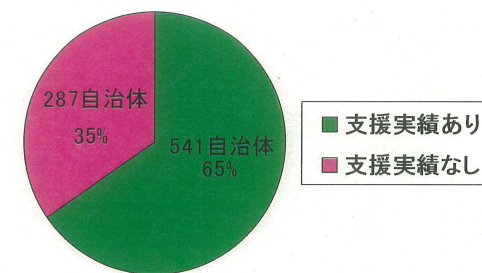
- 平成17年度の実績

※平成17年12月末現在

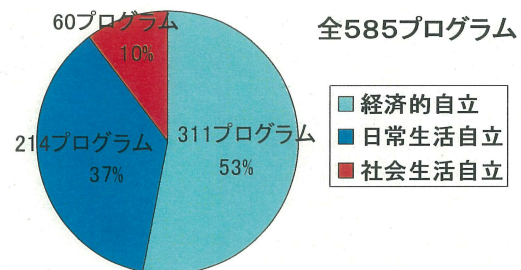
【自治体のプログラム策定状況】



【ハローワークとの連携事業の実施状況】



【策定プログラム内訳】

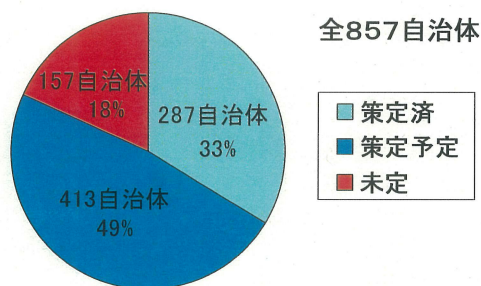


自立支援プログラムの策定状況②

- 平成18年度
 - 方針:全自治体で策定

- 平成18年度の予定(4月時点まとめ)

【自治体のプログラム策定予定】



【策定予定プログラム数】

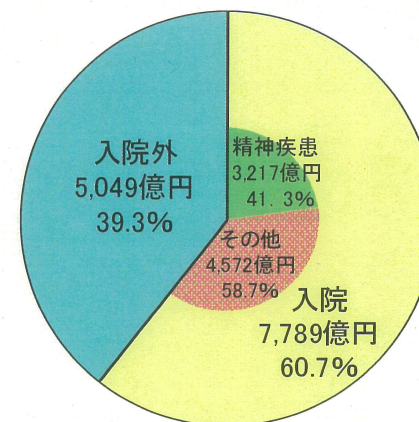
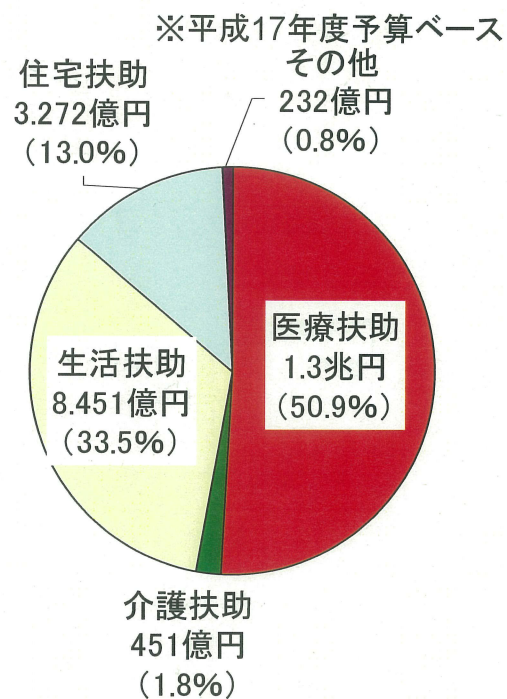
1, 478

	策定予定	／	全自治体数
都道府県	41	／	47
政令市	15	／	15
中核市	30	／	36
一般市	607	／	751
町村	7	／	8

医療扶助

- 生活保護費の半分は医療扶助

- 医療扶助の内訳は、入院が6割、入院のうち、精神疾患が4割



生活保護費 計2兆5250億円

生活保護の医療の特徴

- 生活保護の医療は国民健康保険と比較すると
 - 入院の割合が高い
 - 入院は
 - ー1日当たり医療費は低く、1件当たり日数は多い
 - ー1件当たり医療費は、国民健康保険の0.9倍
 - 入院外(医科)は
 - ー1日当たり医療費は同等、1件当たり日数は多い
 - ー1件当たり医療費は、国民健康保険の1.4倍
- 精神入院患者の2割が生活保護
 - ー条件が整えば退院可能な患者7万人。うち生活保護は2割

医療扶助の適正執行

- 各自治体においては、
 - － 国民健康保険との比較分析等を行い、自らの医療扶助の特色を踏まえた上で、
 - － 重点目標を立て、長期入院患者の退院促進や頻回受診患者の適正受診等に取り組むことが必要
- 障害者自立支援法の障害福祉計画や医療改革法案の医療費適正化計画に関与し、計画的に事業を推進することも重要